

くらしの知識 宅配荷物の「置き配」は利用前によく確認しましょう

【事例1】自宅に帰ると、ネット通販で注文していた荷物が玄関前に置かれていた。これまでは宅配ボックスに入っていたため、通販サイトに苦情を申し出たところ、注文時に設定しないと玄関先に置くシステムが変わったという。

【事例2】通信販売でノートパソコンを購入し、商品が配達される前に「置き配」の手続きをしておいた。

配達予定日の夕方に配達したとのメールが届いたが、荷物を置いたという写真は添付されておらず、夜、帰宅したところ荷物は置かれていなかった。

通信販売で購入した荷物などを、手渡しではなく玄関先など指定した場所に置くことで配達を完了するいわゆる「置き配」は、不在時にも荷物を受け取れる、配達員と対面しないため新型コロナウイルス感染のリスクを下げられるなどの理由から、利用が広がっています。利用の際は次のことに注意しましょう。

【消費者へのアドバイス】

- ①通信販売の注文画面で、荷物がどのように配達されるのかよく確認しておきましょう（配達方法の初期設定が「置き配」になっている場合もあります）。
- ②「置き配」は誤配に気づきにくく、盗難・破損なども考えられることから、これらのリスクを十分理解して利用する必要があります。
- ③利用規約を読み、誤配や未配達の場合の連絡先を把握しましょう。
- ④荷物を直接受け取りたいときは、通常の配達を利用しましょう。
- ⑤困ったときは、すぐに市や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

問八潮市消費生活センター（受付は商工観光課） ☎③36、埼玉県消費生活支援センター川口 ☎048-261-0999

法律相談コラム 法律相談などで多い事例とそのアドバイス

残業代の請求

事例 私は会社との労働契約上、午前9時から午後6時まで勤務することになっています（休憩時間1時間）。しかし、最近上司の命令で、平均3時間程度は残業することが常態化しています。しかも、その時間はいわゆるサービス残業であり、残業代は支払ってもらえていません。会社に残業代を請求することはできるのでしょうか。

回答 残業代とは、契約によって定められた労働時間（所定労働時間）を超えて働いた場合に支払われる賃金のことをいいます。相談者の方の場合、午前9時から午後6時までのうち休憩時間1時間を除いた8時間労働することが労働契約上定められていますので、それ以上働いた場合、その時間に対応する残業代が発生することになります。さらに、1日当たり8時間という法定労働時間を超えて働いた際には、1.25倍の割増賃金が支払われることとなります。したがって、相談者の方は、毎日3時間分の賃金の1.25倍の金銭を残業代として会社に請求できることとなります。

また、従来、社員が未払い残業代などをさかのぼって会社に請求できる期間（時効）は2年までとされていましたが、令和2年4月に行われた労働基準法改正によって、この期間が3年に伸びることになりました。

会社に残業代を請求する場合には、タイムカードなどの証拠によって実際に残業していた時間を特定することが重要になってきます。タイムカードを導入していない会社においても、残業時間をその他の証拠によって特定できる場合もありますので、残業代の請求をご検討されている方は、お近くの法律事務所の弁護士にご相談ください。

問埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 鮎田謙一（弁護士）

2月各種無料相談
☎996-2111

★①②⑥⑧⑪⑭⑰の予約は、電話で受け付けます。
★相談日が祝日の場合はお休みです（⑯を除く）。



⑥司法書士相談 問秘書広報課 ☎③373
土地・建物の所有権移転登記、相続などについての相談
※2週間前の木曜日午前9時から電話予約
日2月18日(木) 午後1時～4時
場市民相談室 定6人(事前予約制)

⑬内職相談 問商工観光課 ☎②74
内職の求人、求職のあっせん、および相談(内職相談員が対応)
日毎週火曜日 午前10時～正午 午後1時～3時30分
場市民相談室

⑦DV相談 問人権・男女共同参画課 ☎④811
DV被害(配偶者からの暴力)について電話・面談による相談(女性相談員が対応)
日毎週月・金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時
※面談の場合は要予約 ☎996-3955(DV相談支援室専用電話)

⑭若年者就職相談 問ゆまにて ☎996-0123
若年者(40歳未満、学生・生徒可)の就職、転職、職業能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応)
日2月3日(水)・17日(水) 午前10時～正午 午後1時～4時
場勤労青少年ホームゆまにて 定5人(事前予約制)

①法律相談 問秘書広報課 ☎③373
法律上の諸問題についての相談(弁護士が対応)
※2日前の水曜日午前9時から電話予約
日毎週金曜日 午後1時20分～4時
場市民相談室 定8人(事前予約制)

⑧女性相談 問人権・男女共同参画課 ☎④811
女性が抱えるさまざまな悩みについての相談(女性相談員が対応)
日毎週火～木曜日 午前10時～正午 午後1時～4時
場駅前出張所内相談室 定5人(事前予約制)

⑮教育相談 問教育相談所 ☎995-0077
児童・生徒の言動やいじめ・不登校に関する事など教育についての相談(専任教育相談員が対応)
日毎週月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時
場教育相談所(八条小学校西隣)

②税理士相談 問秘書広報課 ☎③373
相続税など税金全般についての相談
※2週間前の月曜日午前9時から電話予約
日2月1日(月) 午後1時～4時
場市民相談室 定6人(事前予約制)

⑨心配ごと相談 問社会福祉協議会 ☎995-3636
日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応)
日2月3日(水)・17日(水) 午後1時～4時
場身体障害者福祉センターやすらぎ ☎998-7616 (心配ごと相談専用電話)

⑯家庭児童相談 問子育て支援課 ☎④472
子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応)
日毎週月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時
場家庭児童相談室

③不動産相談 問秘書広報課 ☎③373
マンションおよび不動産取引全般についての相談(宅地建物取引士が対応)
日2月8日(月) 午後1時～4時 2月22日(月) 午前9時～正午
場市民相談室

⑩生活困窮者自立相談 問社会福祉課 ☎④493
経済的な問題などの心配ごとについての相談(生活困窮者自立相談支援員が対応)
日毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場社会福祉課 ☎949-6317 (生活困窮者自立相談支援専用電話)

⑰子育て相談 問だいら児童館 ☎999-0321
子育ての不安や悩みごとについての相談(家庭教育アドバイザーが対応)
日2月26日(金) 午前9時～正午
場だいら児童館(わんぱる) 定3人(事前予約制)

④くらしの相談 問秘書広報課 ☎③373
日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談(行政相談委員が対応)
日2月10日(水) 午後1時30分～3時30分
場市民相談室

⑪こころの健康相談 問保健センター ☎995-3381
不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が対応)
日2月1日(月) 午後1時～2時30分
場保健センター 定2人(事前予約制)

⑱子育てコーディネーター 問子育て支援課 ☎951-0229
就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談
日毎週月～金曜日 午前10時～午後4時
場やしお子育てほっとステーション

⑤行政書士相談 問秘書広報課 ☎③373
官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続などについての相談
日2月15日(月) 午後1時～4時
場市民相談室

⑫消費生活相談 問商工観光課 ☎③336
悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応)
日毎週月～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時
場消費生活センター ※受付は商工観光課

⑲休日・夜間納税相談 問納税課 ☎④330
市税・国民健康保険税の納付についての相談 ※相談はなるべく電話でお願いします
日2月7日(日) 午前9時～午後4時 毎週木曜日 午後5時15分～7時
場納税課